

4 「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」中間案について

1 策定の背景

- 平成 25 年 12 月に施行された国土強靱化基本法に基づき、国においては、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「国の基本計画」と表記）を閣議決定し、強靱な国づくりを進めています。
また、地方公共団体における国土強靱化計画の策定指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と表記）もあわせて策定されました。
- 三重県では、南海トラフ地震の発生が危惧され、事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっていることから、ガイドラインを参考に、平成 27 年 6 月を目途に、「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」（以下、「県の地域計画」と表記）を策定することとしました。

2 基本的考え方

- 県の地域計画は、概ね 10 年先を見据え、国土強靱化に関する今後の取組の方針等を示すものとし、また、必要に応じて、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の改定等にあわせ内容を見直すこととします。
- 県の地域計画の策定にあたっては、国の基本計画やガイドラインを参考にします。
- 対象リスクは、国の基本計画と同様、大規模自然災害とします。このため、「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の内容を参考にします。
- 毎年度、取組の進捗を把握して、翌年度の取組に反映します。

3 策定手順

- ガイドラインを参考に、次の手順で進めました。
 - ・ステップ 1：目標の設定
 - ・ステップ 2：「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の設定
 - ・ステップ 3：リスクシナリオごとに脆弱性の分析・評価、課題の検討
 - ・ステップ 4：今後の取組方針の検討

4 基本目標

- 国の基本計画を参考に、次の 4 つとしています。
 - ・人命の保護が最大限図られること
 - ・県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ・県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ・迅速な復旧復興

5 脆弱性評価

(1) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」（仮に発生すれば、県内に致命的な影響が生じると考えられる事態）として、国の基本計画で設定している事態を参考に、県の実情にあわせて39の事態を設定しています。

(2) 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組について、脆弱性を分析・評価し、課題を検討しました。

(3) 脆弱性評価結果のポイント

- 評価結果のポイントは、次のとおりです。
 - ・国土強靱化に資する取組は既に多く行われているものの、まだ十分ではないことから、今後も引き続き、取組を進める必要がある。
 - ・建物や施設の耐震化対策などのハード対策だけでなく、ハザードマップの作成や業務継続計画（BCP）の作成などのソフト対策も進める必要がある。
 - ・国土強靱化の取組を効果的に行うためには、市町や企業等との連携が不可欠であることから、各主体と連携し、取組を進める必要がある。

6 国土強靱化の取組方針

- 評価結果に基づき、今後の国土強靱化の取組方針（推進方針）をリスクシナリオごとに整理しています。
なお、本県の実情を踏まえた主な取組等は、次のとおりです。

[本県の実情を踏まえた主な取組方針]

○土砂災害危険箇所数が多いことを踏まえた土砂災害対策（リスクシナリオ 1-5）

- [取組方針]・土砂災害のおそれのある区域を明確にし、市町の行う警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等を指定する。
- ・市町が避難勧告等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の整備を支援する。 等

○離島等への対策（リスクシナリオ 2-2）

- [取組方針]・離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁等を整備する。
- ・災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、外部との通信確保に向けた備えとして、市町が実施する孤立化防止対策事業を支援する。 等

○観光県であることを踏まえた観光地の防災対策（リスクシナリオ 2-5）

[取組方針] 観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。

○石油コンビナート等の防災対策（リスクシナリオ 5-3）

[取組方針]・コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策を促進する。
・石油タンクの耐震基準への適合率を高めるため、耐震改修を促進させる。
・火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。 等

○リニア中央新幹線の整備促進（リスクシナリオ 5-4）

[取組方針]「リニア中央新幹線」については、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであることから、東京・大阪間の全線同時開業を目指して、国に働きかけていく。

○外国人住民が多いことを踏まえた外国人住民向けの防災対策（リスクシナリオ 8-3）

[取組方針] 県内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人住民向けの防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。

7 計画の推進と不断の見直し

- 国の基本計画や県内市町の地域計画と連携し、取組を推進します。
- 毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映します。
- 必要に応じて、「みえ県民カビジョン・行動計画」の改定等にあわせ、内容を見直します。

8 今後の予定

平成 27 年 3 月中旬	市町に意見照会、パブリックコメントの実施
5 月	最終案の調製、市町に意見照会
6 月	県議会常任委員会に最終案を提示、策定・公表

9 その他

- 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する国の支援については、当初、国から何も示されていませんでしたが、平成 27 年 1 月に、関係府省庁所管の交付金・補助金において、「交付の判断にあたって、一定程度配慮」することとされました。

三重県国土強靱化地域計画（仮称）[中間案] の概要

第 1 章 地域計画策定の基本的考え方

[策定の背景・目的]

- 国…国土強靱化基本法の施行、国土強靱化基本計画の策定、地域計画策定ガイドラインの策定
- 県…南海トラフ地震の発生の危惧、近年の風水害被害が甚大化傾向

[基本的考え方]

- 概ね 10 年先を見据えた計画
- リスク対象は大規模自然災害
- 毎年度、取組の進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映

[県の各種計画等との関係]

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」「三重県新風水害対策行動計画(仮称)」の内容を参考にする。

第 2 章 脆弱性評価

[評価の方法]

- 想定するリスク、目標、目標の達成を妨げる「起きてはならない最悪の事態」を設定
- 「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の取組を評価

[想定するリスク]

- 大規模自然災害

[目標]

- 国の基本計画と同様の目標を設定

[起きてはならない最悪の事態]

- 国の基本計画で設定された事態をもとに、三重県の実情を踏まえ設定
(三重県の実情を反映した事態の例：帰宅困難者に「観光客」を含むこととした)

[評価結果のポイント]

- 国土強靱化に資する取組は、まだ十分ではなく、引き続き、取組を進める必要がある。
- 建物や施設の耐震化対策などのハード対策だけでなく、ハザードマップの作成や業務継続計画（BCP）の作成などのソフト対策も進める必要がある。
- 市町や企業等と連携し、取組を進める必要がある。

第 3 章 国土強靱化の取組方針

- 評価結果に基づき、今後の取組方針をリスクシナリオごとに整理

[本県の実情を踏まえた主な取組方針]

- ・土砂災害危険箇所数が多いことを踏まえた土砂災害対策（リスクシナリオ 1-5）
- ・離島等への対策（リスクシナリオ 2-2）
- ・観光県であることを踏まえた観光地の防災対策（リスクシナリオ 2-5）
- ・石油コンビナート等の防災対策（リスクシナリオ 5-3）
- ・リニア中央新幹線の整備促進（リスクシナリオ 5-4）
- ・外国人住民が多いことを踏まえた外国人住民向けの防災対策（リスクシナリオ 8-3）

第 4 章 計画の推進と不断の見直し

- 国の基本計画や県内市町の地域計画と連携し、取組を推進
- 毎年度、進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の今後の主な取組方針

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	今後の主な取組方針	
I. 人命の保護が最大限図られる	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	○住宅・建築物等の耐震化の促進 ○沿道建築物の倒壊防止等の推進 ○避難路等の整備に向けた支援	
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ○学校施設の耐震化の促進 ○災害拠点病院の耐震化の推進	
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全の推進 ○水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化の推進	
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ハザードマップの作成支援 ○河川堆積土砂の撤去の推進 ○災害対策用機械等の操作人材の育成	
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○土砂災害警戒区域等の指定 ○宅地災害予防対策の推進 ○警戒避難体制整備等のソフト対策の促進	
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○情報提供手段及び情報収集手段の多様化・確実化の推進 ○避難体制の整備の支援	
	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○物資輸送ルート（陸路、空路、海路）の確保 ○水道施設の耐震化等の推進	
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落（離島を含む）等の同時発生	○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備 ○孤立化防止対策事業への支援 ○漁港施設の防災・減災対策の推進	
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○救助機関の災害対応力の強化 ○災害医療の体制の整備 ○警察施設等の耐震化の推進	
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	○災害拠点病院での電源確保 ○災害時の航空燃料の備蓄貯蔵所の整備の促進 ○インフラの整備・保全	
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足	○一時滞在施設の確保 ○代替輸送手段の確保等 ○観光地の防災対策の促進	
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○適切な医療機能の提供 ○インフラの着実な整備・保全 ○交通渋滞の回避	
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○感染症の発生・まん延防止 ○下水を速やかに排除、処理するための体制の構築 ○下水道施設の耐震化の推進	
	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保される	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化	○被災による機能低下の回避 ○交通渋滞・交通事故の回避	
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○交通渋滞・交通事故の回避	
		3-3 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○災害対策本部の体制整備 ○三重県業務継続計画（BCP）の策定 ○警察施設等の耐震化の推進	
	II. 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保される	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○長期電源途絶時における情報通信システムの機能の維持 ○警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上
			4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態	○情報提供手段の整備
	III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	○企業における業務継続計画（BCP）策定の促進 ○インフラの整備・保全
			5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○企業における業務継続計画（BCP）策定の促進 ○コンビナート防災訓練の実施
			5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○三重県石油コンビナート等防災計画の見直し ○コンビナート設備の耐震化の促進 ○石油タンクの耐震改修の促進
			5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	○発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備 ○鉄道施設や港湾施設等の耐震対策の推進
			5-5 食料等の安定供給の停滞	○食品産業事業者等の業務継続計画（BCP）の策定促進 ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
	IV. 迅速な復旧復興	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○石油タンクの耐震改修の促進 ○港湾機能継続計画（港湾BCP）の策定
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止			○上水道、工業用水道施設等の耐震化の推進 ○広域的な応援体制の整備	
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			○下水道施設の耐震化 ○下水道BCPの策定促進 ○合併浄化槽への転換促進	
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態			○輸送機関の確保 ○必要なインフラの整備・保全	
制御不能な二次災害を発生させない		7-1 市街地での大規模火災の発生	○救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実向上 ○交通渋滞の回避	
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○コンビナート災害の発生・拡大防止 ○危険物質取扱施設の災害対策 ○コンビナート周辺対策	
		7-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○沿道の建物倒壊対策 ○住宅・建築物等の耐震化の促進 ○交通渋滞の回避	
		7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ため池の耐震化等の促進 ○ハードとソフトを組み合わせた対策の推進	
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出	○有害物質の流出対策等 ○高圧ガス施設の地震対策	
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○農地・農業水利施設等の適切な保管理 ○適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策の推進	
		7-7 風評被害等による県内経済等への甚大な影響	○災害発生時の被災地外に向けた情報発信 ○失業対策等の実施	
大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理計画の策定の促進 ○ごみ焼却施設の老朽化対策や災害対応能力の強化の促進	
		8-2 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○建設業界との応急復旧態勢の強化 ○建設業における防災・減災の担い手確保・育成	
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○コミュニティ力を強化するための支援 ○警察災害派遣隊の拡充 ○警察施設の耐震化等	
		8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○想定規模を超える事態と対策への対応 ○ハードとソフトを組み合わせた対策の推進	
		8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○海拔ゼロメートル地帯に対する対策の推進 ○浸水対策、流域減災対策の推進	